

雲南市高齢者補聴器購入費助成事業について

1. 経過

認知症予防対策として、近年の研究において、難聴の重症度の高い高齢者は認知症を発症するリスクが高く、難聴があっても補聴器を使用している高齢者は認知症の有病率が低下する等、難聴と認知症との因果関係が明らかになり、イギリスの医学誌ランセットにより、難聴にならない・もしくは難聴に対処管理することで認知症になるリスクが8～9%低減できることが示された。日本における補聴器の普及率は15%と低く、経済的な負担（片耳10～30万円）が大きいことがその一因となっている。加齢に伴う難聴者の経済的負担を軽減し、社会参加を促すことにより、共生社会の実現を図るため、中等度難聴者に対する補聴器購入費助成制度が求められている。

2. 事業概要

①目的

身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴の高齢者に対し、日常生活におけるコミュニケーションを支援し、積極的な社会参加を促すとともに、認知機能低下を予防する。

②対象者要件

- ・65歳以上の高齢者
- ・身体障害者手帳の交付を受けていない
- ・両耳聴力レベルが40デシベル以上と診断され、医師が補聴器の使用が必要と認めた者
- ・補聴器の装用により認知機能の低下を予防することに一定の効果が期待できると判断した者。

③助成の額

20,000円（一人1回のみ）

3. 制度開始時期

令和7年4月1日予定